

岩手県地域防災サポーター運営要領

1 目的

東日本大震災津波による県民の防災意識の高まりを維持・向上させるため、地域における研修会等の取組みに対し、積極的かつ総合的に支援する岩手県地域防災サポーター（以下「サポーター」という。）の登録制度を創設する。

2 サポーターの役割

サポーターは、地域の防災関連研修会等の講師となり、知識や技術を教示する。

3 サポーターの募集

サポーター募集は、県ホームページ等で実施する。

4 データベース登録及び公表

岩手県復興防災部防災課が応募者書類によりサポーターの選考審査を行い、サポーター情報をデータベース化するとともに、氏名、居住市町村名、職歴、資格、経歴、対応可能分野を県ホームページ等で公表する。

なお、連絡先等は、派遣調整の段階で、必要に応じて県から情報提供する。

5 調整

サポーター派遣等に関する調整は、概ね次の役割分担によることとし、派遣申請等の手続きは別に定める。

(1) 県

県は、市町村や地域からの要請を受け、サポーターと調整を図り、研修会等を支援する。

(2) 市町村

市町村は、地域からの要請や自ら主催する研修会のため、サポーターと調整を図り、研修会等を支援・実施する。

なお、開催実績を県へ報告するものとする。

(3) 地域

直接、サポーターと調整を図り、研修会等を実施する。

なお、開催実績を県へ報告するものとする。

6 報酬等

(1) 県の調整により派遣されるサポーターには、報酬は支給しないが、県の規定による旅費の支給は行う。

(2) サポーター活動中の事故によるケガや賠償責任を補償するために、県はサポーター活動開始時に保険加入の事務手続き、費用負担を行う。

7 登録の解除

県はサポーターが次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を解除することができる。

(1) 県が登録を解除する必要があると認められる場合。

(2) 本人からサポーターを辞退する旨の申出があった場合。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

3 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。